

経営事項審査の審査基準の改正（令和 8 年 7 月 1 日施行）に伴う再審査申請について

令和 8 年 8 月
指 導 検 査 課

1 再審査申請とは

改正前の旧基準で審査済みの審査結果を、改正後の新基準で再計算を行った新しい審査結果に置き換えるための手続です。再審査申請は義務ではなく、再審査を受けない場合は、旧基準による審査結果が有効なものとして取り扱われます。

なお、再審査については、今回の改正に係る部分のみ申請可能です。今回の改正に係る部分以外は修正出来ないため、ご注意ください。

2 再審査項目

建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無（項番 52）

建設機械の保有状況（項番 62）

技術職員数、技術職員名簿（項番 19、81、82）

3 対象者

再審査申請日時時点で改正前の基準による有効（審査基準日から 1 年 7 ヶ月以内）な審査結果を有する者

4 受付期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）から同年 10 月 28 日（水）まで

5 手数料

無料

6 申請窓口

各土木事務所 ※受付日は、土木事務所によって異なりますので、各土木事務所に御確認の上、申請してください。

7 再審査申請書類

＜申請書類＞

- ①様式第 25 号の 14「経営規模等評価再審査申立書（令和 8 年 7 月再審査用）」（府独自様式）
- ②別紙 3「その他の審査項目（社会性等）（令和 8 年 7 月再審査用）」（府独自様式）
- ③建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無に関する提出書類
- ④建設機械の保有状況に関する提示・提出書類
- ⑤再審査を受けようとする経営事項審査結果通知書の写し（審査基準日から 1 年 7 ヶ月以内）
- ⑥再審査を受けようとする様式第 25 号の 11「経営規模等評価申請書・総合評定値申請書」及び別紙 3「その他の審査項目（社会性等）」の副本（土木事務所の受付印がある副本）
- ⑦別紙 2「技術職員名簿」（府独自様式）に関する提示・提出書類

※再審査申請書類の詳細については、別紙を御確認ください。

7 再審査申請書類について

<申請書類>

- ①様式第 25 号の 14「経営規模等評価再審査申立書（令和 8 年 7 月再審査用）」（府独自様式）
- ②別紙 3「その他の審査項目（社会性等）（令和 8 年 7 月再審査用）」（府独自様式）
- ③建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無に関する提出書類
- ④建設機械の保有状況に関する提示・提出書類
- ⑤再審査を受けようとする経営事項審査結果通知書の写し（審査基準日から 1 年 7 ヶ月以内）
- ⑥再審査を受けようとする様式第 25 号の 11「経営規模等評価申請書・総合評定値申請書」及び別紙 3「その他の審査項目（社会性等）」の副本（土木事務所の受付印がある副本）
- ⑦別紙 2「技術職員名簿」（府独自様式）に関する提示・提出書類

<申請方法>

- ア. 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無（項番 52）、建設機械の保有状況（項番 62）及び技術職員数、技術職員名簿（項番 19、81、82）について再審査申請する場合
→上記の①～⑦の書類が必要となります。以下の A～F までのとおり申請してください。
- イ. 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無（項番 52）及び建設機械の保有状況（項番 62）について再審査申請する場合
→上記の①～⑥の書類が必要となります。以下の A～E までのとおり申請してください。
- ウ. 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無（項番 52）及び技術職員数、技術職員名簿（項番 19、81、82）について再審査申請する場合
→上記の①～③及び⑤～⑦の書類が必要となります。以下の A～B 及び D～F までのとおり申請してください。
- エ. 建設機械の保有状況（項番 62）及び技術職員数、技術職員名簿（項番 19、81、82）について再審査申請する場合
→上記の①～②及び④～⑦の書類が必要となります。以下の A、C～E 及び F のとおり申請してください。
- オ. 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無（項番 52）のみ再審査申請する場合
→上記の①～③及び⑤～⑥の書類が必要となります。以下の A～B 及び D～E までのとおり申請してください。
- カ. 建設機械の保有状況（項番 62）のみ再審査申請する場合
→上記の①～②及び④～⑥の書類が必要となります。以下の A 及び C～E までのとおり申請してください。
- キ. 技術職員数、技術職員名簿（項番 19、81、82）のみ再審査申請する場合
→上記の①及び⑤～⑦の書類が必要となります。以下の F のとおり申請してください。

A. ①～②は、正本 1 部及び副本 2 部を提出してください。

B. ③は、以下の書類を提出してください。

③-1 別記様式第 7 号（正本 1 部及び副本 2 部）

③-2 自主宣言制度において宣言していることを証する書面（宣言書）の写し（正本 1 部及び副本 1 部）

C. ④は、新たに加点を受けようとする建設機械についてのみ、それぞれ以下の区分に応じて書類を提示・提出してください。（評価対象となる建設機械の台数は、既に加点を受けた

対象機械と合わせて最大15台までです)

④-1「建設機械の保有一覧表」(提出)

+

④-2 不整地運搬車のうち、オフロード車の場合

- ・ 特定自主検査記録表(表・裏面写し提出)
- ・ 所有又はリースの確認ができるもの(契約書、譲渡証明書、販売証明書等)(原本提示又は写し提出)
- ・ 建設機械写真(台紙に貼付して提出)

④-3 不整地運搬車のうち、オンロード車の場合

- ・ 特定自主検査記録表(表・裏面写し提出)
- ・ 自動車検査証(写し提出)
- ・ リースの場合は、併せてリースの確認ができるもの(原本提示又は写し提出)

④-4 アスファルト・フィニッシャー

- ・ 自動車検査証(写し提出)
- ・ リースの場合は、併せてリースの確認ができるもの(原本提示又は写し提出)

D. ⑤は、1部を提出してください。

E. ⑥は、1部を提示してください。

F. ⑦は、新たに加点を受けようとする技術職員についてのみ、以下の書類を提示・提出してください。

⑦-1 別紙2「技術職員名簿」(正本1部及び副本2部)

⑦-2 常勤性確認資料([手引き](#) 57 ページ参照) (原本提示又は写し提出)

⑦-3 能力評価実施機関が発行する「能力評価(レベル判定)結果通知書」の写し